長久手町文化施設基本構想についての報告書

平成 6 (1994)年12月

長久手町文化施設建設構想委員会

平成６年12月21日

愛知県長久手町長

山 田 市 造 様

長久手町文化施設建設構想委員会

座長 柳 澤 忠

長久手町文化施設基本構想について（報告）

平成６年７月２日付けで貴職から依頼のありました長久手町文化施設の基本構想につきましては、慎重な審議を重ねた結果、ここに各委員の意見を集約した報告書をまとめましたので提出します。

『長久手町文化施設基本構想についての報告書』　目　次

はじめに

(仮称)長久手町文化の家基本構想

1　設置の必要性・・・

参考挿入図　組織モデル図・・・

はじめに

長久手町文化施設の建設にあたり、その基本構想を策定する組織として、平成６年７月２日に長久手町文化施設建設構想委員会が設置され、同日、第１回委員会が開催されました。

大都市名古屋に近接する長久手町のホール機能を含む文化施設には、どのようなものが求められ、またふさしいのか、過去６回の委員会、７回のワーキング会議、５回のワーキングスタディをとおして、慎重に論議を積み重ねました。

構想の策定にあたっては、まず「平成元年町民意識調査結果報告書」をもとに、町民の文化活動や余暇時間の過ごし方、またそれについての希望、将来町の施設として要望したい施設等、町民の意向を把握しすることから始め、近隣および最新のものなど類似の施設例を参考にしながら、広範かつ専門的な立場から鋭意検討を進めました。

一方この間、長久手町が３回に及んで開催した文化サロンには、委員会として積極的に参加し、国内外の優良施設やユニークな施設、独自な文化活動を展開する芸術の町々、多様なメディアを活用する２１世紀型施設など、広く参考指針として検討の糧にしました。

特に全体を通して、長久手町モットーにいう「緑と文化　長久手の創造」実現に向けて大きな責務を負う施設の姿を「２１世紀を見通し、広く内外に開かれ、町民の文化・芸術・創造・鑑賞活動全体に奉仕する施設」と描き、その素描を膨らませたり、ある時は精査したりして施設の基本的な姿に到達しました。

なお、その姿は、従来の公共施設である文化会館、公民館、生涯学習施設等の範疇を包括するものであり、町民一人ひとりの、まさに「文化の家」と呼ぶにふさわしい空間を描きました。

以下は、そのことに関する委員会報告であり、報告書中、施設名はすべて「(仮称)長久手町文化の家」で表記しました。

（仮称）長久手町文化の家基本構想

1　設置の必要性

「物の豊かさ」より「心の豊かさ」をより多く求める時代になり、人々が自己の内面的な充足や、より健康的なものへの憧れを強めるようになって久しい。優れた芸術作品鑑賞への希求や、文化芸術活動、創造活動、学習活動への意欲の高まり、また、多様な生涯スポーツの普及振興等の社会的現象がこのことを物語っている。

高齢化・情報化社会等といわれる、きわめて高度に発達した今日の我が国の成熟社会において「個」は「個」として尊重される一方、個々は家族として、集団として、小グループとして他への帰属を願い、より強い絆を家族に、身近な隣人に、同好の友に、あるいは地域の人々に求めている。

さらに、平均余命の伸長、労働時間の短縮、各種教育機関の学校５日制の導入等に伴って、人々の自己裁量時間は年々延び、その時間を個人がいかに演出するかによって、その人生の描く軌跡が大きく変わってもきている。

このような状況下、人々の文化行政への期待は高く、要請は多様化している。長久手町においても優れた芸術作品鑑賞の機会提供を求める町民の欲求はいよいよ高く、同時に活発化する町民自らの多彩な文化活動への参加支援にも大きな期待が寄せられている。

しかし、長久手町ではまだ、増大化する町民の文化・芸術・創造活動エネルギーを受け止める施設また、優れた芸術作品鑑賞の場を提供するに十分な施設の実現を見ていない。２１世紀に向けて、ますます強くなる町民の文化的要請に応え得る本格的文化施設の整備が、長久手町文化行政の今世紀最後の最も大きな課題の一つとなろう。

かつて、純農村として立村していた長久手村の農家の縁側から、庭前から、社寺の境内から、田畑の畦から、多彩な地域文化が芽吹き、村は、大きな文化の苗床のように、年月をかけてその芽を慈しみ育んだ。祭り囃や御神楽、年行事ごとの踊り、田舎芝居に獅子芝居、狂俳、茶花道、民俗技芸棒の手等々、土の匂いのする地域の文化が育った。

しかし、長久手村の都市的変貌の中で、家々からは縁側と庭前が消え、生活から社寺境内が少し遠退き、それとともに農村文化を暖かく育んだ土の匂いの苗床も日ごとに消滅している。

２１世紀の長久手町民の文化施設は、かつて、村社会全体が長久手村文化の苗床であったように、町全体が文化の温床となり、「(仮称)長久手町文化の家」が、かつての農家の縁側となり、庭前となり、神社の境内となり、寄り合い所となるような、そんな気軽な気持ちで立ち寄れるような町民に身近な文化拠点として整備されることが期待される。

2　基本理念

「(仮称)長久手町文化の家」が、各層各年代の町民が自らの文化芸術創造活動を展開する家、そして優れた舞台芸術を鑑賞する家、学習する家、交流する家、くつろぐ家、元気になる家、そんな「我が家」感の持てる文化施設として実現されるため、次のことを整備の基本理念とする。

1　都市環境整備の一翼を担う施設づくり

「(仮称)長久手町文化の家」は、２１世紀に向けた長久手町の「町づくり」あるいは、町の「環境

づくり」の一環として整備されることはもとより、町の美しい景観づくりに貢献できる重要施設として整備されなければならない。

この家を中心に広範な地域アメニティが創出され、広くコミュニティの輪が広がるような、そんな美しく暖かみのある施設整備が望ましい。また、２１世紀社会に対応し得る高度な都市型機能を集積できる施設としての整備も求められる。

2　長久手町の文化環境整備の中核を成す施設づくり

長久手町の地域文化の発展に寄与し、町民の文化芸術創造活動をはじめ優れた舞台芸術鑑賞、学習活動、情報・交流活動など、多様な活動に対応できる多目的的な拠点施設としての整備が待たれる。

また、町内の他の文化施設とネットワークし、情報の集積、分配等を通して幅広いサービス提供を考える必要がある。

3　ソフトを重視する施設づくり

運営のあり方や、事業の編成・展開を重視して施設整備を行うことはもとより、より多く町民の要望に応えるため、町民の運営や事業への企画参加の道も開かれなければならない。また、施設の円滑な運営や、広範な町民のスムースな利用を促進するため、施設の利用手続きの簡素化や、分かりやすい利用マニュアル等の作成が考えられなければならない。

4　使いやすい規模の施設づくり

従来の公共的文化ホール施設は、主たる機能として、利用者に貸すことを目的としたいわゆる「貸館」型の運営形態をとっているが、この形態は施設の、特にホール施設の規模が、興行採算からの逆算によって決定されるという、きわめて不安定な状況下に置かれる。ここでは、町民の真に要望する施設規模や事業内容についての論議が十分に尽くされる前に、「採算性」によって決定される危険性が大きい。

「(仮称)長久手町文化の家」においては、こうした危険性は極力避け、ホール空間と言えどもあくまで町民の創造活動の空間として、また町民文化活動全体の発表空間あるいは公開空間として位置付け、町民の使いやすい規模、また利用の形態に合わせた空間の性格付けが図られる必要がある。

5　ホールとアートリビングによる施設づくり

「(仮称)長久手町文化の家」は、大小のホール空間と、町民の生活文化全体機能を担うアートリビング空間の２種類の空間から構成される。ホールは、家の「ハレ」空間であり、アートリビングは「ケ」空間、文字通りの生活の場あるいは家の居間的空間である。この空間は、従来の公民館的機能、生涯学習施設的機能、地域の集会所的機能等を併せ持つものであり、町民の生活文化密着空間として整備されなければならない。

また、ホールは言うまでもなく、優れた舞台芸術の鑑賞空間にほかならないが、「(仮称)長久手町文化の家」においては鑑賞空間として機能するだけではなく、アートリビング空間の延長線上に位置付けられ、町民の生活文化活動全体の発展的形態としての創造、発表、公開、展示等の機能をも担う

空間としての整備も軽視されてはらない。

6　創造哲学と長期的展望に立つ施設づくり

「(仮称)長久手町文化の家」は、２１世紀に向けた町づくりモットーである「長久手の創造」を限りなく追求する基本理念に立ち、創造活動あるいはその試みを尊重しなければならない。町民の創造活動を支援するスタッフを配し、またそのスタッフの育成に努めるとともに、プロフェッショナルな知識や技能を尊重し、その力を積極的に取り入れることによって町民をはじめ幾多のアマチュア創造集団を育成し、その活動の振興を図る必要がある。

7　人に、自然に、地球にやさしい施設づくり

今日、いかなる施設も、弱者といわれる人々への配慮、人の健康への配慮、自然及び社会環境への配慮なくして整備されることはないであろう。「(仮称)長久手町文化の家」においても、その整備の過程で、十分にこれらへの配慮がなされる必要がある。

8　内に、外に開かれた施設づくり

「音楽に国境はない」、「芸術に国境はない」、「心のふれあいに国境はない」、よく耳にする言葉である。「(仮称)長久手町文化の家」においては、このフレーズの奥にある「普遍」「寛容」の理念の具現が求められる。

町民に開かれ、地域に開かれ、また情報や交流を通して世界に開かれる施設の整備が図られなければならない。

9　未来を見通した施設づくり

施設の活性を長期的に持続するには、常に、町民の文化芸術創造活動の動向を的確に把握し、そのニーズに対応できる施設づくりが不可欠である。将来的な町民の文化芸術活動に柔軟に対応できる体制づくりと合わせ、空間対応にも配慮が加えられなければならない。

文化の伝統を守り、さらに新しい文化芸術活動の要請に応え、その芽を育んでいくための長期的な展望を描き、その実施計画づくりが必要である。

3　機　能

「(仮称)長久手町文化の家」は、前述の基本的理念に基づいて、次の７機能を有することとし、これらの機能を総合的に果たすことが求められる。

(1)　情報機能
- 文化情報の収集および伝達機能
- 情報交流支援機能

・住民情報および地域情報の提供機能
(2) アートリビング機能
(3) 優れた舞台芸術の鑑賞および町民の文化活動の発表、展示等機能、ならびに大集会機能
(4) 創造する機能
(5) 創造活動を支援する周辺施設機能
(6) 休養、リフレッシュ、フレキシブルな談話・集会機能
(7) 安全管理および事務管理機能

なお、「(仮称)長久手町文化の家」が、以上の機能を十分に発揮するために求められる整備指針とその留意点とを、下表にまとめて記した。

機能	整備指針と留意点
(1) 情報機能 ・文化情報の収集および伝達機能 ・情報交流支援機能 ・住民情報および地域情報の提供機能	・身近な町の文化情報から国際文化情報までの収集および伝達システムの構築 ＊インターネットによる国際文化情報の入手 ・気軽に立ち寄れて、手軽に必要な情報が入手できるよう配慮された空間づくり ・住民相互の井戸端的情報交換ができる場の雰囲気づくり ・新たなコミュニティ創出の場づくり ・個人の文化活動への多様な文化情報の提供 ・行政中枢機能とのオンラインによる簡単で基本的な住民情報の提供 ・他の文化施設等との提携による地域情報の提供 ・リアルタイムによる的確な施設内情報の提供
(2) アートリビング機能	・「我が家」感、あるいは人の居住空間を感じさせる雰囲気づくり ・多様な文化活動が展開できる空間づくり ・充実した個別機能を有する施設 ・将来ますます複雑多様になっていくであろう町民の文化活動に対応し得る空間のフレキシビリティの確保 ・プログラムの充実 ・高度な指導スタッフの確保 ・気軽に利用できる分かりやすい施設 ・全体が把握しやすい空間や設備の配置 ・中間領域の積極的な演出 ＊空間や機能の相互貫入によるアクティビティの伸長
(3) 優れた舞台芸術の鑑賞および町民の文化活動の発表、展示等の機能ならびに大集会機能	・舞台芸術上演の基本に忠実な、ユニークな多用途広場形式の舞台空間（大ホール） ・オーソドックスなプロセニアム形式を基本とした、住民が使いやすい規模の舞台空間（小ホール） ・充実した舞台スペースの確保 ・舞台と客席が一体感を持てるような、舞台と客席のデザインの創出

	・公演のスムースな進行や、ホールの円滑な利用を図るに十分なスペースと機能の確保、ならびに使用マニュアルの策定 ・舞台道具製作や稽古に利用できる作業スペースの確保 ・大集会のさまざまな目的に応じて、その目的にふさわしい雰囲気を演出できる空間（式典、イヴェント、大会、総会等）
(4) 創造活動を支援する周辺施設機能	・創造活動を支援し助長するスペースの確保 ・個人やグループの創造活動のための調査、あるいはアドヴァイスやカウンセリングに応えることのできる体制づくり
(5) 創造する機能	・従来の「観る」、「聴く」、「感じる」受動的文化体験を重視しながらも、自らも「演じ」、「作り」、「発表する」という能動的文化活動の場としての仕組みづくり ・ユニークな芸術文化系コンクール開設への模索 ＊創造発信機能の高揚 ・文化芸術団体のフランチャイズ制についての試行
(6) 休養、リフレッシュ、フレキシブルな談話・集会機能	・くつろげる雰囲気、気軽な感じ、和やかな感じ、心身ともに休まる感じの創出 ・元気を喚起する環境、リフレッシュ感の満喫 ・清潔感あふれる喫茶喫食施設の整備 ・コミュニティパーティ等に対応できる空間の演出 ・グリーンシャワー体感エリアの創出
(7) 安全管理と事務管理機能	・安全性の高い原材料の使用と安全な施設計画 ・人車の安全な動線確保 ・防災対策と施設防災計画の策定 ・防災訓練計画書 ・確実なバックアップシステムの確保 ・効率的事務処理、ならびに連絡体制 ＊合理性、経済性、省エネ・リサイクル対応等

4 事 業

「(仮称)長久手町文化の家」は、舞台芸術活動、ならびに町民の文化芸術創造活動の全般にわたってその活動を助長、促進するために、本施設の特色を生かして次のような多角的な事業を行うことが望ましい。

1 自主創造活動事業

「(仮称)長久手町文化の家」独自の企画による舞台芸術の制作を行う。また、併せてユニークな芸術系コンクールを開設するなどして創造的、文化発信的役割を担う事業を展開する。

2　教育・教養・学習事業

町民ニーズに対応し得る多彩なプログラムを編成し、町民の文化芸術活動への理解を喚起するとともに、町民自らの文化芸術活動をはじめ多様多岐にわたる学習活動を誘発する。

なお、本事業の展開には学校教育現場、生涯学習の事業現場および既設民間文化センター等との連係が不可欠であり、それらとの連絡および調整を密にし、個々のニーズ、地域のニーズに的確に対応するための鑑賞教室、各種教養講座・教室、実習・講習会等、多彩なプログラムを編成する。本事業の展開は、町民文化および地域文化の底力となり、将来の発展に大きく寄与する。

3　貸し空間事業

アマチュアやプロフェッショナルの自主的な活動に対し、その活動に必要な空間を短期、長期、あるいは定期的に貸し出すことを行う。

4　提携事業

芸術系大学および民間の楽団や劇団との提携公演を行う。また、それら団体とのフレキシブルな形態でのフランチャイズ制導入を検討するものとする。

5　巡回公演事業

「(仮称)長久手町文化の家」が育てた文化芸術創造作品は、他の施設での巡回公演を行うものとする。

6　研修・養成事業

身体表現系、音楽表現系、美術表現系等、いわゆる芸術文化系指導スタッフおよびその演者育成のため、各種講習会や教室を開設することとする。アートリビングにおける上級者編講座を充実して、指導者育成に努めることとする。

7　調査・研究事業

大学や研究機関等と連係し、芸術文化活動一般および町民文化・地域文化に関する調査研究や、資料収集を行う。また、その調査研究、収集等によって得られた成果を広く町民や地域に還元するものとする。

5　組織と運営

「(仮称)長久手町文化の家」が、その設置理念の下、具備する機能が、事業の展開において十分に

生かされるためには、次のことが、組織と運営にあり方において考慮されなければならない。

1　分かりやすく開かれた組織

町民が気軽に立ち寄れ、しかも町民に分かりすい施設利用のためには、簡略化された一元的組織が望ましい。昨今、施設の管理運営を建物管理と事業運営とに分け、複数組織による多元的管理運営例が多くなっているが、長久手町においては、町の都市規模上からも、施設規模上からも複数組織による多元的管理の優位性は見出せない。むしろ、町の文化行政目的が「(仮称)長久手町文化の家」の末端事業にまで的確に反映、浸透されやすく、また、財源確保の確実性の点からも、町直営の組織形態をとることが望ましい。

2　充実したスタッフに支えられる組織

従来のホールを中心とした公共文化施設は、優れた舞台芸術を提供するとはいっても、専ら他の場所で創造された既製の作品を提供する場であり、創造性を育む土壌の生成が伴わなかった。
「(仮称)長久手町文化の家」はこの反省に立ち、自ら創造することを理念とし、その機能をアートリビングに持たせようとするものである。アートリビングが真に文化芸術創造の温床として機能し、しかも優れた創造性を発揮するためには、優れた、しかも充実した創造スタッフが常時配されなければならない。

3　施設が活性化する組織、利用者を尊重する運営

組織がいつも活性であるためには、町民の文化的ニーズの動向をいち早く察知し、それに対応できる柔軟な姿勢を保持しなければならない。組織が一旦でき上がってしまうと、その改変には2倍のエネルギーを要するものであるが、町民の文化的ニーズと対面する現場において、的を外さずニーズをキャッチし、返球するには、常に町民の、あるいは利用者を尊重する立場に立った対応と、その対応を可能にする組織が必要である。
組織の停滞、施設の停滞を防止するためにも、町民のエキストラスタッフによる事業編成や運営面での企画参加が望まれる。

4　運営経費の利用者による一部負担

健全な施設運営には、利用者による適正な施設利用料および講座・教室参加料、または鑑賞料等の負担が望まれる。

5　施設間広域組織整備

同種施設や大学、研究機関等と連係し、機能や事業の配分、あるいは広域利用の調整等を行うなど、より普遍的で広域的文化サービス機関として機能し得る組織づくりが考えられなければならない。

（参考）組織モデル図

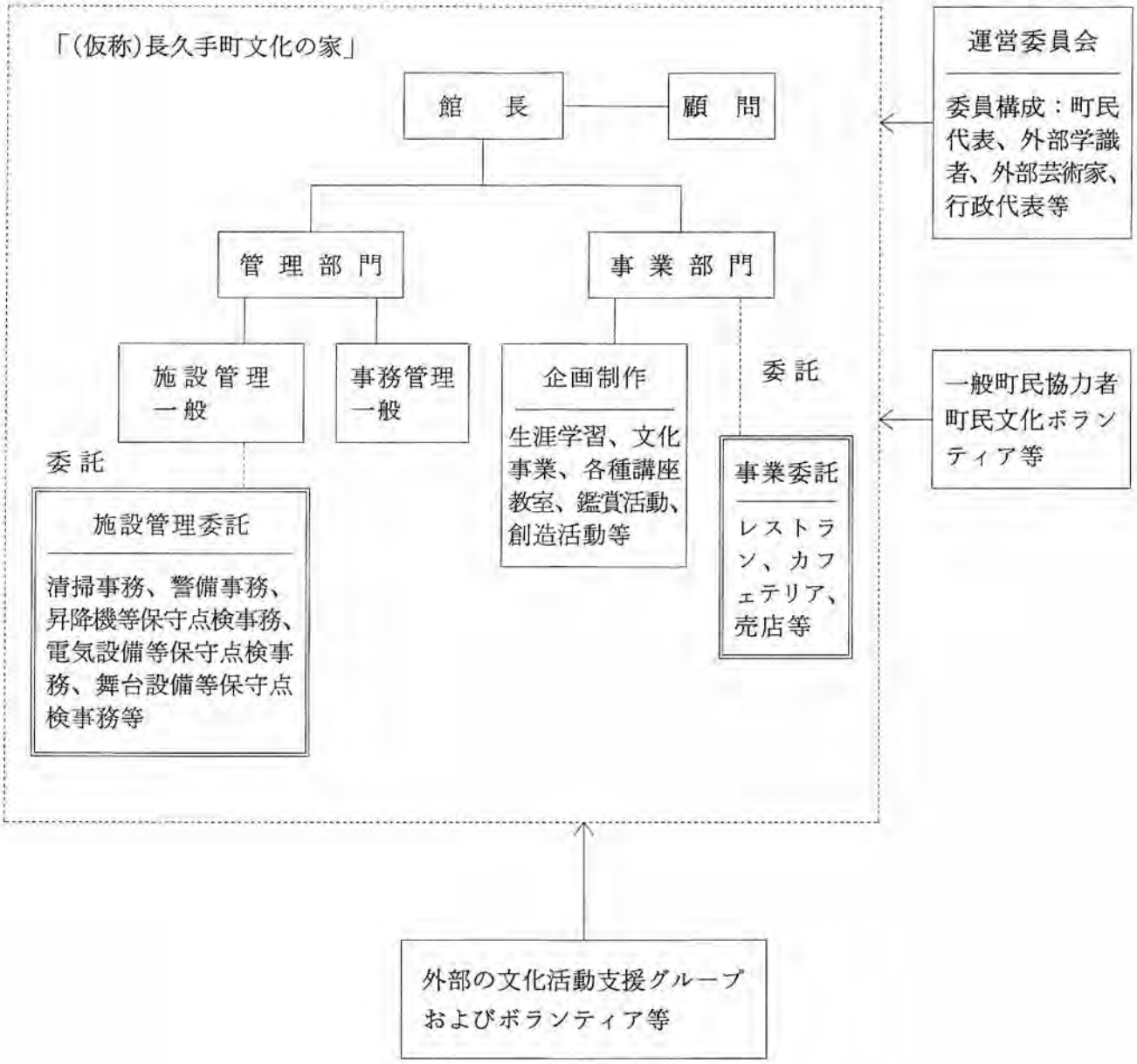
「(仮称)長久手町文化の家」
館　長
顧　問
管理部門
事業部門
施設管理一般
事務管理一般
企画制作
生涯学習、文化事業、各種講座教室、鑑賞活動、創造活動等
委託
事業委託
レストラン、カフェテリア、売店等
委託
施設管理委託
清掃事務、警備事務、昇降機等保守点検事務、電気設備等保守点検事務、舞台設備等保守点検事務等
運営委員会
委員構成：町民代表、外部学識者、外部芸術家、行政代表等
一般町民協力者
町民文化ボランティア等
外部の文化活動支援グループおよびボランティア等

（参考）「(仮称)長久手町文化の家」利用サイクルのモデル図

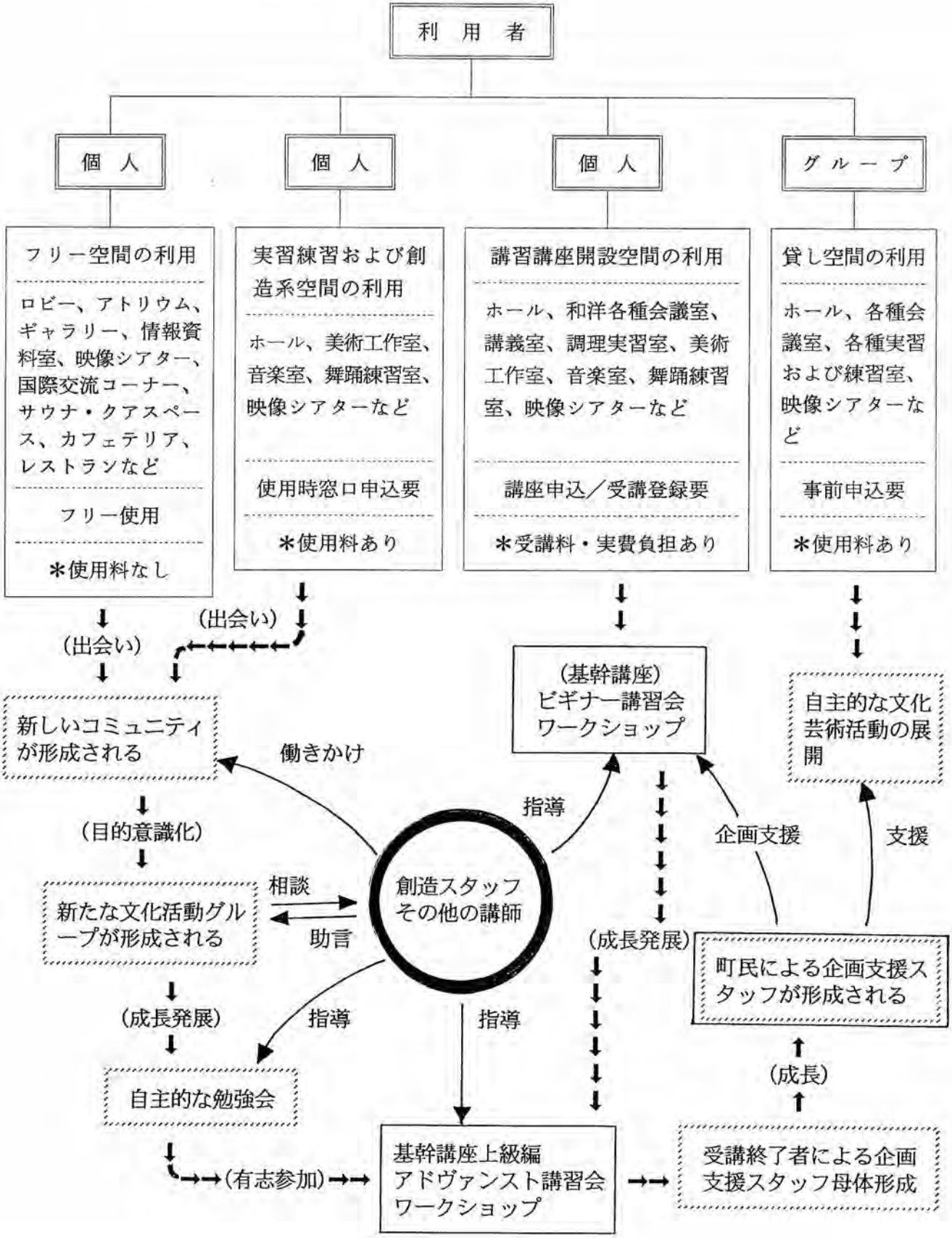

6　施設構成

「(仮称)長久手町文化の家」は、その機能を余すところなく発揮するために、次の配慮を以って構成されることが望ましい。

1　4大機能空間を核とする構成

本施設は、施設の基本理念や目的を達成するために、⑴鑑賞、発表、公演、大集会に供する空間、⑵企画、創造、生涯学習、生活文化活動に供する空間、⑶情報、交流、コミュニティの促進に供する空間、⑷屋外空間の4空間が十分考慮されて配される必要がある。

(参考)施設構成概念図

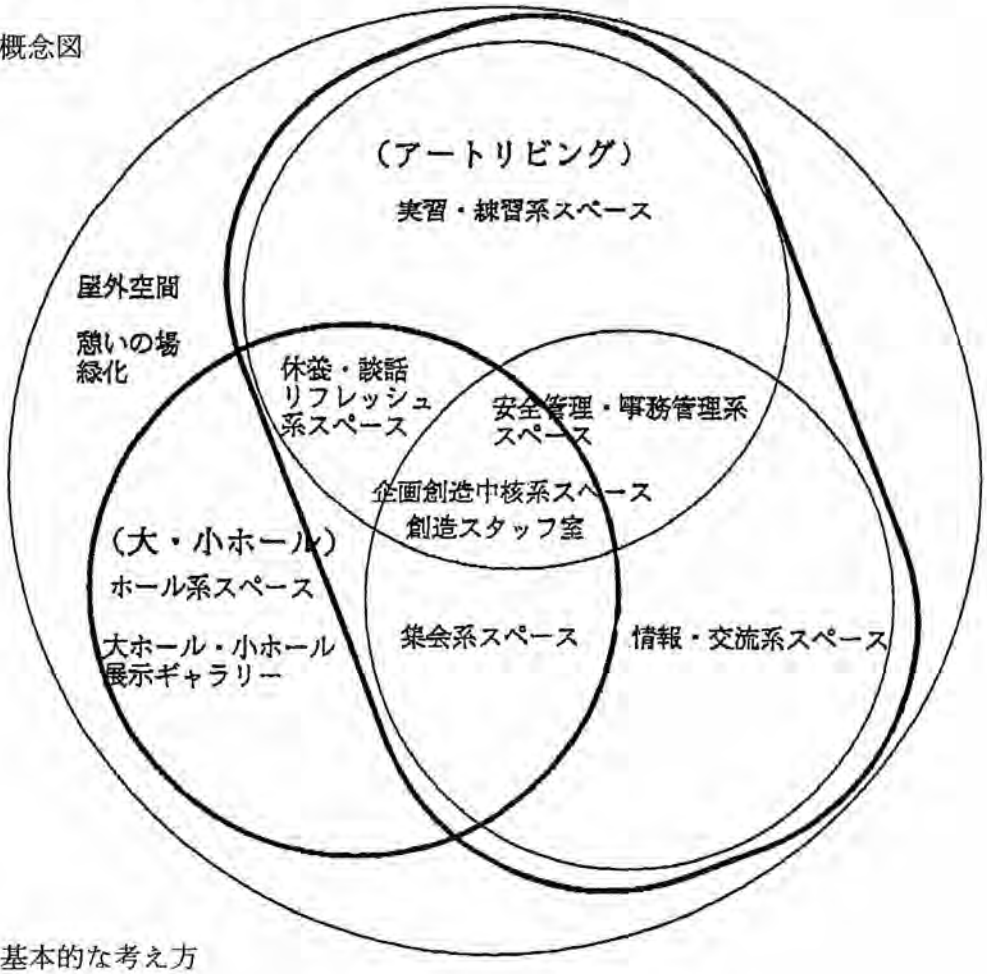

2　施設構成の基本的な考え方

「(仮称)長久手町文化の家」は、中規模の多目的に対応できるユニークな形式のホールと、オーソドックスな町民が使いやすい規模の小ホール、それに情報機能、創造機能、企画機能、多様な文化・学習活動機能を担う充実したアートリビングを組み合わせた屋内施設と、近隣の住宅地に連続性をもって溶け込む公園型屋外施設を持ち、施設の全体機能を以って、町民の文化芸術活動全体の振興発展に貢献することを基本に考えられなければならない。

また、大小のホールは単に公演や鑑賞のためにだけではなく、アートリビングにおける町民の多様な創造活動の発表上演の場としての対応が図られるとともに、アートリビングでは充実した個別機能を持つ部屋が確保されるなど、町民の創造活動に積極的に応えるよう配慮されなければならない。

なお、目的ごとに求められるスペースと、その整備に対する基本的な考え方は次のとおり。

(1) 舞台芸術鑑賞および創造スペース

このスペースは、利用者が使いやすく、多様な利用目的に合わせた対応ができるよう柔軟性を確保するとともに、充実した機能の個別空間を整備する。また、創造活動を支えるための道具製作スペースや作業スペース等の併設を図る。

(2) 文化活動の発表、公開、展示スペース

町民の身体的表現、美術的表現等多彩な文化活動の発表、公演、公開、展示等に対応する空間整備を行うとともに、町民の発表、公演、公開、展示活動だけでなく、その他の活動領域に対しても対応できる空間整備を図る。

(3) 集会系スペース

町民が主体的に行うもの、あるいは行政が行うものの別を問わず、多数が参集する集会、総会、大会、あるいは講演会等、多様な集会系需要に対応する空間整備を図る。

(4) 情報・交流系スペース

町民の情報入手、相互交換、あるいは町民相互の交流、地域コミュニティを中心とする広範な情報や交流の、中枢的機能を持つセンター的役割を担う空間整備を図る。

(5) 実習練習系スペース

町民の創造活動または文化活動の中心的空間となるこのスペースには、それぞれの活動目的に合致する充実した個別機能の整備を図る。

(6) 休養・談話およびリフレッシュ系スペース

利用者がくつろぎ、談笑できる空間整備を図るとともに、屋外においては緑地の回復等に配慮し、利用者にできるだけ自然な感じを与えるよう配慮する。

なお、屋外スペースは、単に施設の外構施設として整備されるだけでなく、施設利用者以外にも広く開放され、地域の公園的空間として、またコミュニティ広場、イヴェント広場的空間としての配慮を以って整備を図る。

(7) 安全管理・事務管理系スペース

日常における利用者および施設職員、その他スタッフ全体の安全が図られるよう整備されることは言うまでもなく、災害時においても人、物、建物の安全が十分に確保されるような整備を図る。

また、施設が十分機能するよう、一般事務および運営事務、建物の維持保守等の管理事務が円滑に行われるようハード・ソフト両面において、管理事務を取り巻く環境の整備を図る。

3 施設概要

前項で述べた基本的考え方に基づき、「(仮称)長久手町文化の家」に配される望ましい施設と、その概要および利用目的・摘要等を、次の表にまとめて記した。

基本的空間	対応する施設	概要および目的・摘要
(1)・舞台芸術鑑賞	大ホール	・演劇、舞踊を主体とする芸術分野の上演に対応、なら

および創造系スペース ・町民文化の発表、公開、公演、展示系スペース ・大規模集会系スペース		びにホールの簡易残響調整によりコンサート公演にも対応できる、ユニークな広場形式の、８００人程度を収容可能な使いやすい中規模ホール
	小ホール	・主として多彩な町民文化の発表に対応するオーソドックスなプロセニアム形式を持つ３００人程度を収容可能な小規模ホール
	作業室・収納庫	・創造活動に不可欠な道具製作等、創造活動を支援する周辺施設としての作業室や収納庫
	展示ギャラリー	・平面および立体の現代美術作品の展示に対応できるギャラリー ・町民美術展や町民作品展等の開催に広く対応できる展示ギャラリー ・グループ展や個展等に対応できる展示ギャラリー ・美術展に合わせて、美術サロンや美術セミナーの開催や、小規模なサロンコンサート等に対応できるギャラリー
⑵集会系スペース	小・中の洋風会議室	・町民の小規模なミーティング ・サークルや地域、団体等の打ち合わせや連絡会議 ・教養講座や各種教室、講習会等の開催
	和風会議室	・町民のコミュニケーションの促進 ・各種和風会議の開催 ・伝統的教養講座や生活講座、娯楽講座等の開催 ・シニア寄り合い
	講義室・研修室	・各種教養講座、研修会等の開催 ・広域的会議等の中規模会議の開催 ・小規模な講演会の開催 ・小規模な大会、総会等の開催
⑶情報・交流系スペース	情報資料室および情報ブラウジングコーナー	・文化、芸術、創造活動に関する広範な情報の収集と伝達、閲覧等にかんするサービス
	情報交換コーナー	・町民相互の情報交換
	住民情報コーナー	・住民の基本的な情報サービス
	地域情報コーナー	・地域や地域の催し物、行政に関する情報サービス
	館内情報サービス	・館内情報や利用情報の的確なサービス

	交流コーナー	・広範な文化交流をはじめ、国際交流、情報交流等多彩な交流活動
	映像小シアター	・多様なメディアを利用した映像による情報サービス ・国内外の映画やビデオ作品の上映、小規模な講演会や情報資料室の情報公開の場として１００～１５０人収容可能な映像空間
⑷実習練習系スペース	音楽室 ＊町民の多様な音楽表現系文化活動に対応する空間	・町民自らが行う多様な音楽表現系活動の自主的な展開（各種サークルやクラブ活動） ・音楽系表現活動や創造活動の指導や支援、および施設が主催する各種音楽系教室や講座、講習会の開催 ・ヤング世代のポップス、ロック系音楽活動の自主的展開
	舞踊練習室 ＊町民の多様な身体表現系文化活動に対応する空間	・町民自らが行う多様な舞踊系芸能活動の自主的展開（各種サークルやクラブ活動） ・舞踊系表現活動や創造活動の指導や支援、および施設が主催する各種舞踊系教室や、講座、講習会の開催 ・演劇系表現活動や創造活動の指導や支援、および施設が主催する演劇講座や講習会、ワークショップ等の開催
	美術工作室 ＊平面および立体美術の創造活動に対応する空間	・町民自らが行う美術系表現活動の自主的展開（各種サークルやクラブ活動） ・美術系表現活動や創造活動の指導や支援、および施設が主催する各種美術系教室や、講座、講習会の開催 ・町民が自ら行う生活美術系手芸工作活動等の自主的展開 ・施設が主催する各種生活に即する手芸工作活動等の教室、講習会等の開催
	調理実習室	・町民自らが行う食文化実習活動の自主的展開 ・施設が主催する食文化講習会、料理講習会等のほか、食のインテリア、食彩コーディネイト、食環境デザインに関し、幅広く開設される教室、講座。 ・サークルやクラブ等で行う料理実習とグループパーティの開催
⑸休養・談話およびリフレッシュ系スペース	ロビー ホワイエ ブラウジングスペース カフェラウンジ	・利用者がくつろぎ、談笑する空間 ・文化的活動に出合う機会を包括するスペース ・新たな出会い、新たなコミュニティを生むスペース ・一つの空間と他の一つの空間を結ぶ中間的領域のスペース

	レストラン	・利用者全体が共有するスペース
	屋外施設	・施設と周辺地域を結び、調整するスペース ・緑地再生を配慮した公園的スペース ・コミュニティ広場、イヴェント広場 ・利用者のための安全な駐車および駐輪スペース
⑹企画創造中核系スペース	創造スタッフ室	・アートリビングを中心に行われる、町民の創造活動やその他の文化活動全般を企画・運営およびマネージメントするスタッフや、アートリビング講師等の準備や調整、ミーティングに供するスペース
⑺安全管理・事務管理系スペース	関連法規の基準を満たす各種設備 防災対策を施した各種設備	・利用者および周辺環境への高度な安全性の確保 ・防災マニュアル、異常時対応マニュアルの策定 ・特殊な管理事務の専門業者への委託体制
	事務室	・施設の安全で円滑な運営にかかる中枢機能 ・各種連絡調整機能 ・運営ノウハウ、管理ノウハウの集積およびその熟練

位置および長久手町文化・教育施設配置図

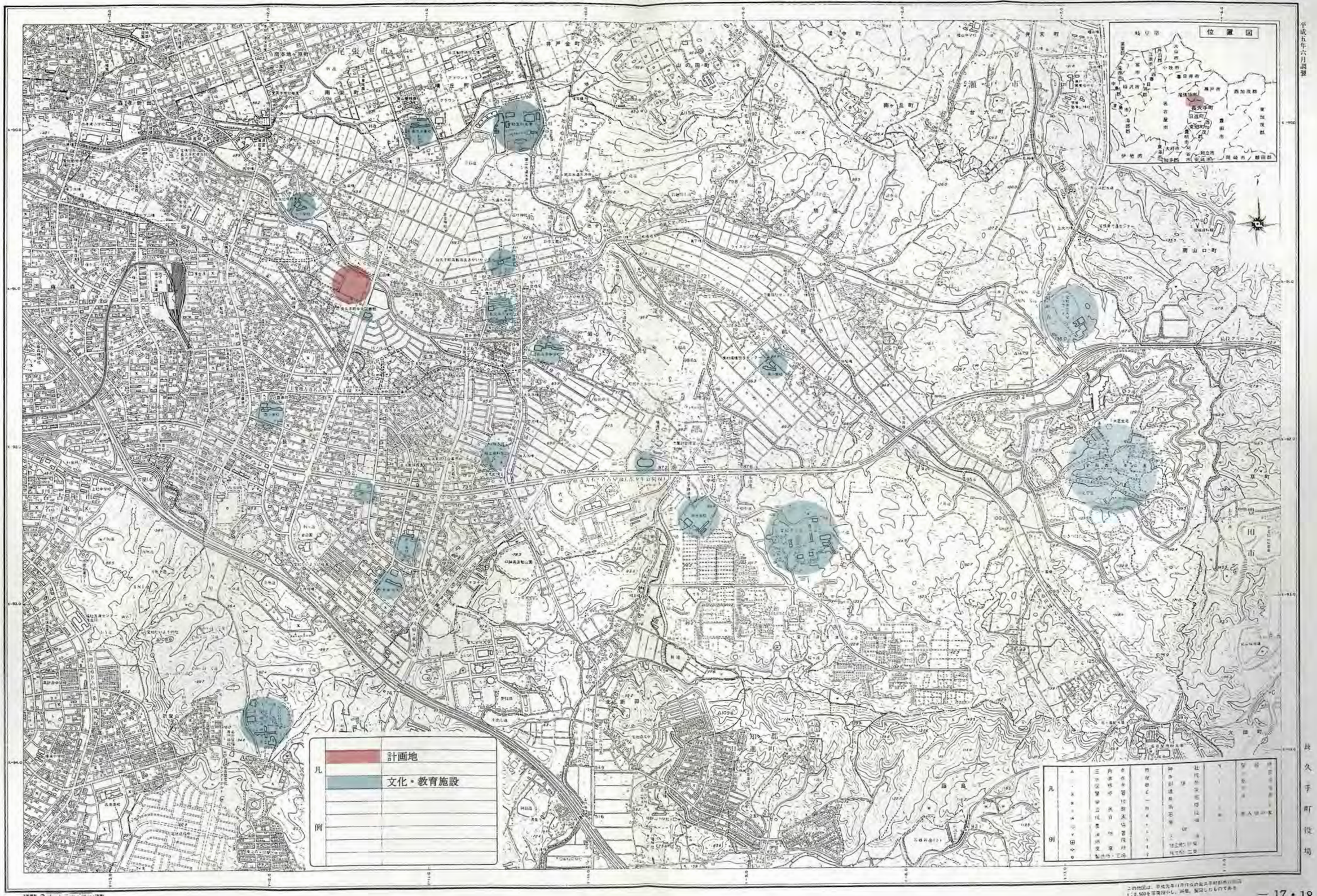

敷地に対する法的諸条件の検討

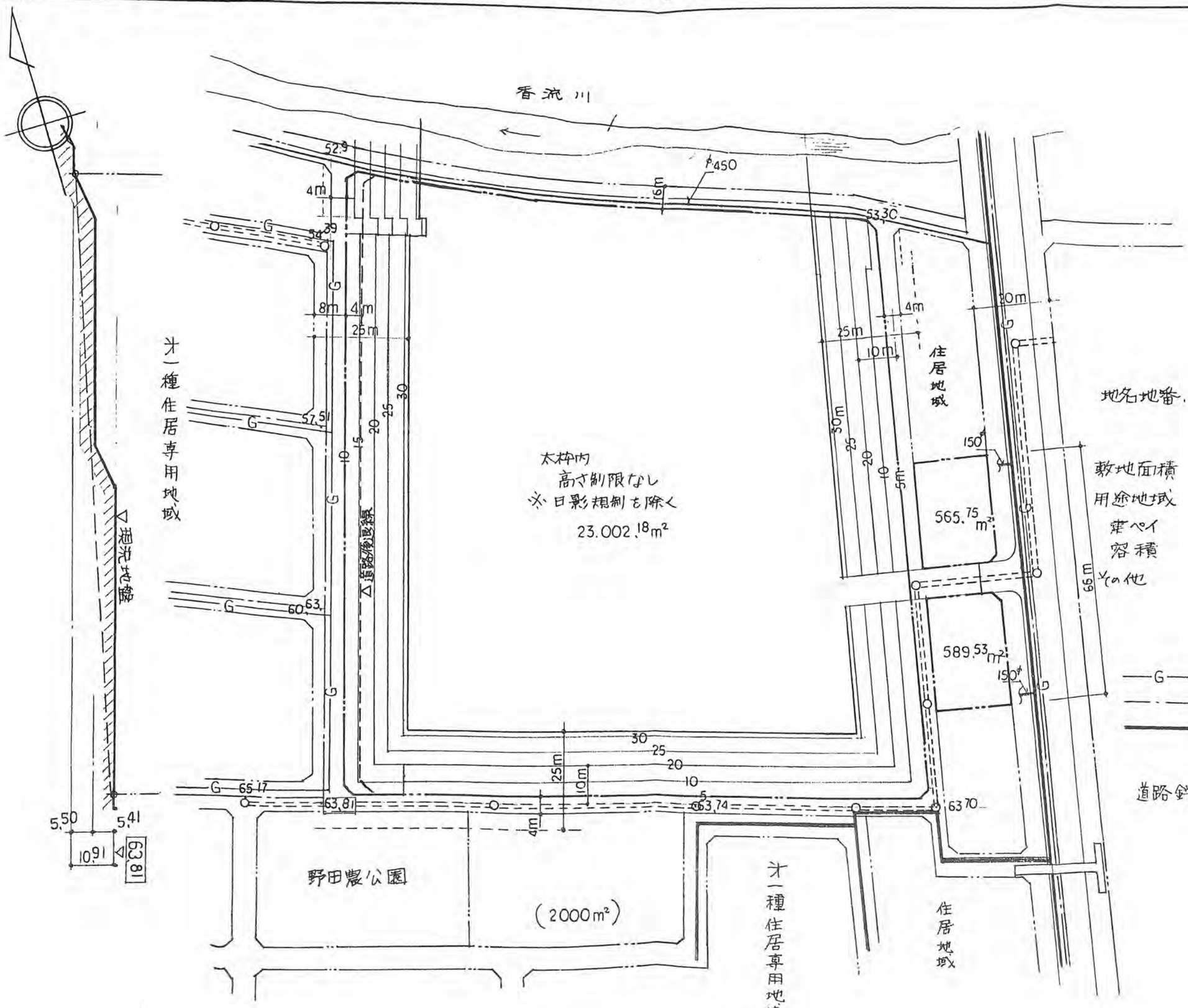

地名地番、 長沢中部土地区画整理組合
保留地 132街区 1番

敷地面積	24.157.46m²
用途地域	住居地域
建ぺい	60 %
容積	200 %
その他	日影規制
	住居地域 4時間・2.5時間
	第一種住専 3 〃 、2 〃

—G— ガス
—·— 水道
——— 下水道

道路斜線 1 : 1.25

S = 1/1000

敷地地盤状況推定図

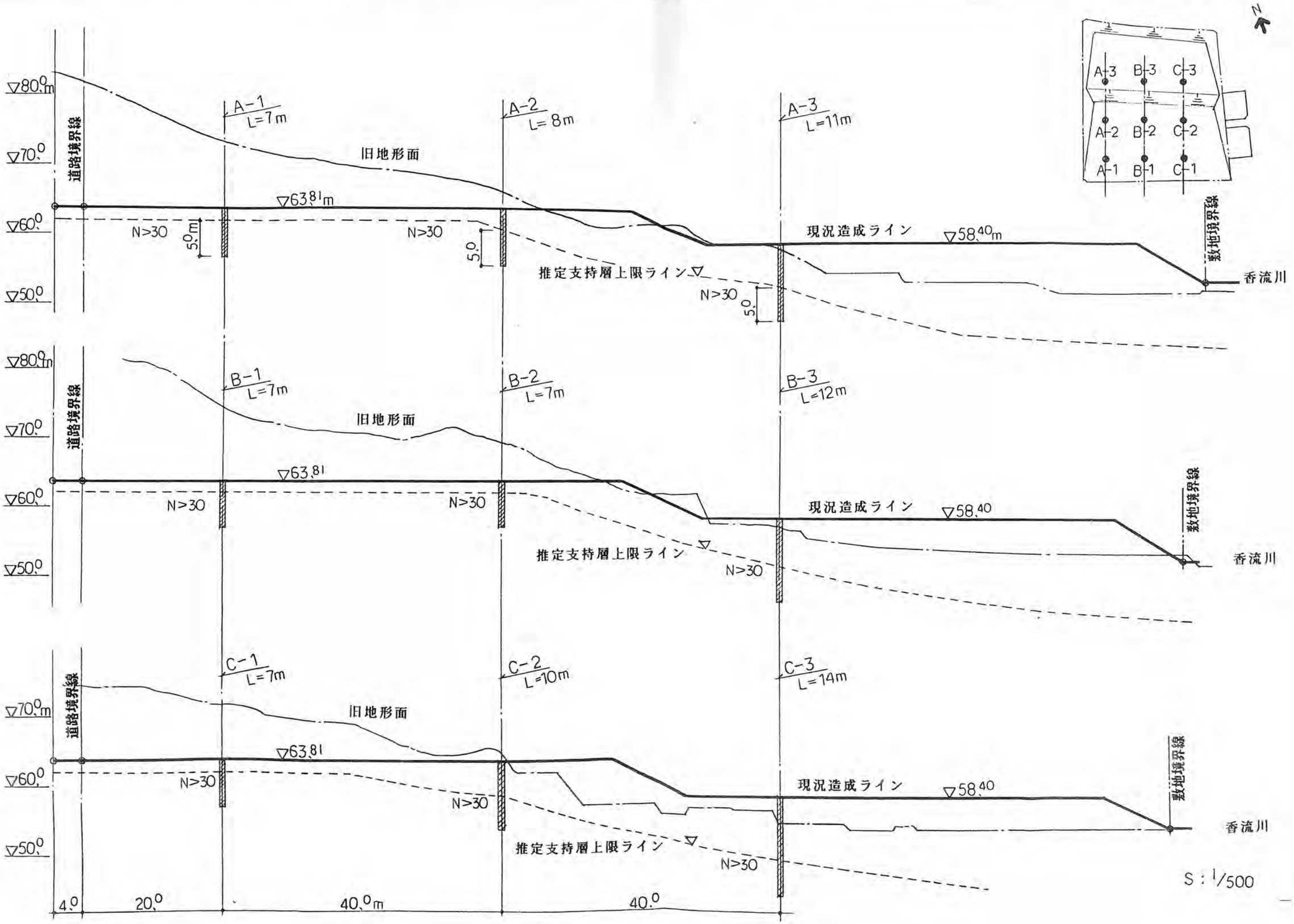
N
A-3 B-3 C-3
A-2 B-2 C-2
A-1 B-1 C-1
▽80.0m
▽70.0
▽60.0
▽50.0
道路境界線
A-1 L=7m
A-2 L=8m
A-3 L=11m
旧地形面
▽63.81m
N>30
5.0m
5.0
推定支持層上限ライン
現況造成ライン
▽58.40m
敷地境界線
香流川
B-1 L=7m
B-2 L=7m
B-3 L=12m
C-1 L=7m
C-2 L=10m
C-3 L=14m
4.0
20.0
40.0m
40.0
S：1/500

敷地に対する環境整備

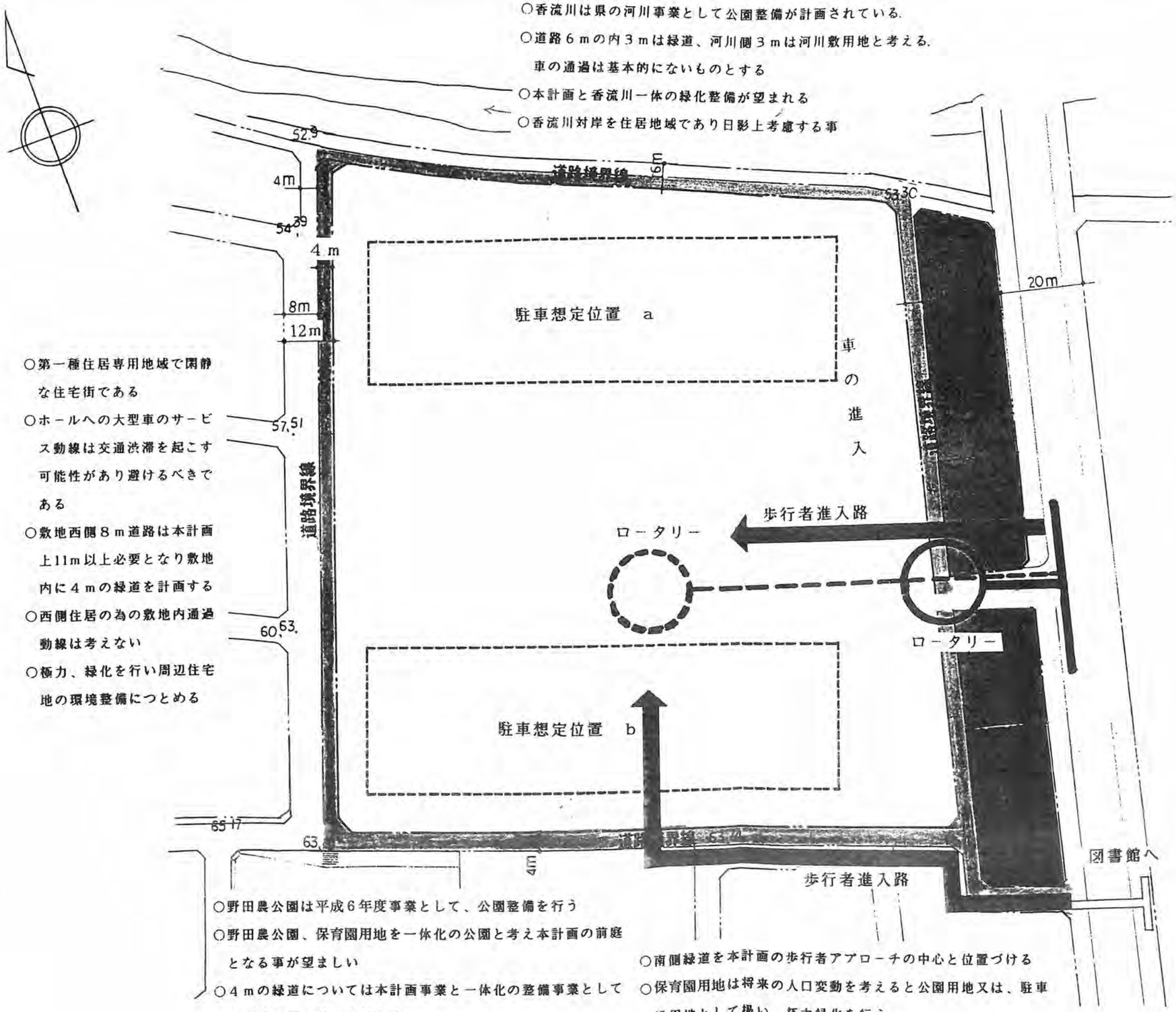
○香流川は県の河川事業として公園整備が計画されている.
○道路６ｍの内３ｍは緑道、河川側３ｍは河川敷用地と考える.
車の通過は基本的にないものとする
○本計画と香流川一体の緑化整備が望まれる
○香流川対岸を住居地域であり日影上考慮する事
52.9
4m
54.39
4 m
8m
12m
57.51
60.63.
65.17
63.
5m
道路境界線
道路境界線
駐車想定位置　a
駐車想定位置　b
車の進入
歩行者進入路
ロータリー
ロータリー
53.30
20m
図書館へ
歩行者進入路
○第一種住居専用地域で閑静な住宅街である
○ホールへの大型車のサービス動線は交通渋滞を起こす可能性があり避けるべきである
○敷地西側８ｍ道路は本計画上11m以上必要となり敷地内に４ｍの緑道を計画する
○西側住居の為の敷地内通過動線は考えない
○極力、緑化を行い周辺住宅地の環境整備につとめる
○野田農公園は平成６年度事業として、公園整備を行う
○野田農公園、保育園用地を一体化の公園と考え本計画の前庭となる事が望ましい
○４ｍの緑道については本計画事業と一体化の整備事業としてデザイン等の統一をはかる
○南側緑道を本計画の歩行者アプローチの中心と位置づける
○保育園用地は将来の人口変動を考えると公園用地又は、駐車場用地として扱い、極力緑化を行う
○進入路入口には信号機（車両感応式程度）を設置
○■部は町有地で本計画敷地の一部として考える
○■部は地域（民有地）であり、住環境を考慮する事
○前面66ｍについては一般車サービス用大型車、バス等の入口として考える
○取付道路８ｍは認定道路として考える必要はない
○道路の拡幅等は自由にできるものとする
○緑道４ｍについては66ｍ部分のみ、車路及びロータリーが横断する事があっても良い。その際、緑道の位置関係を明確にする事（仕上等により）
○20ｍ道路東側には浄化センターが計画されており道路より約６ｍの幅で緑化が行われる
○緑道は本計画敷地と一体の整備を行い、デザイン等の統一をはかる
凡例
人
一般車
ロータリー
サービス
緑道
S＝1／1000

環境を考慮した敷地ゾーニングの考え方

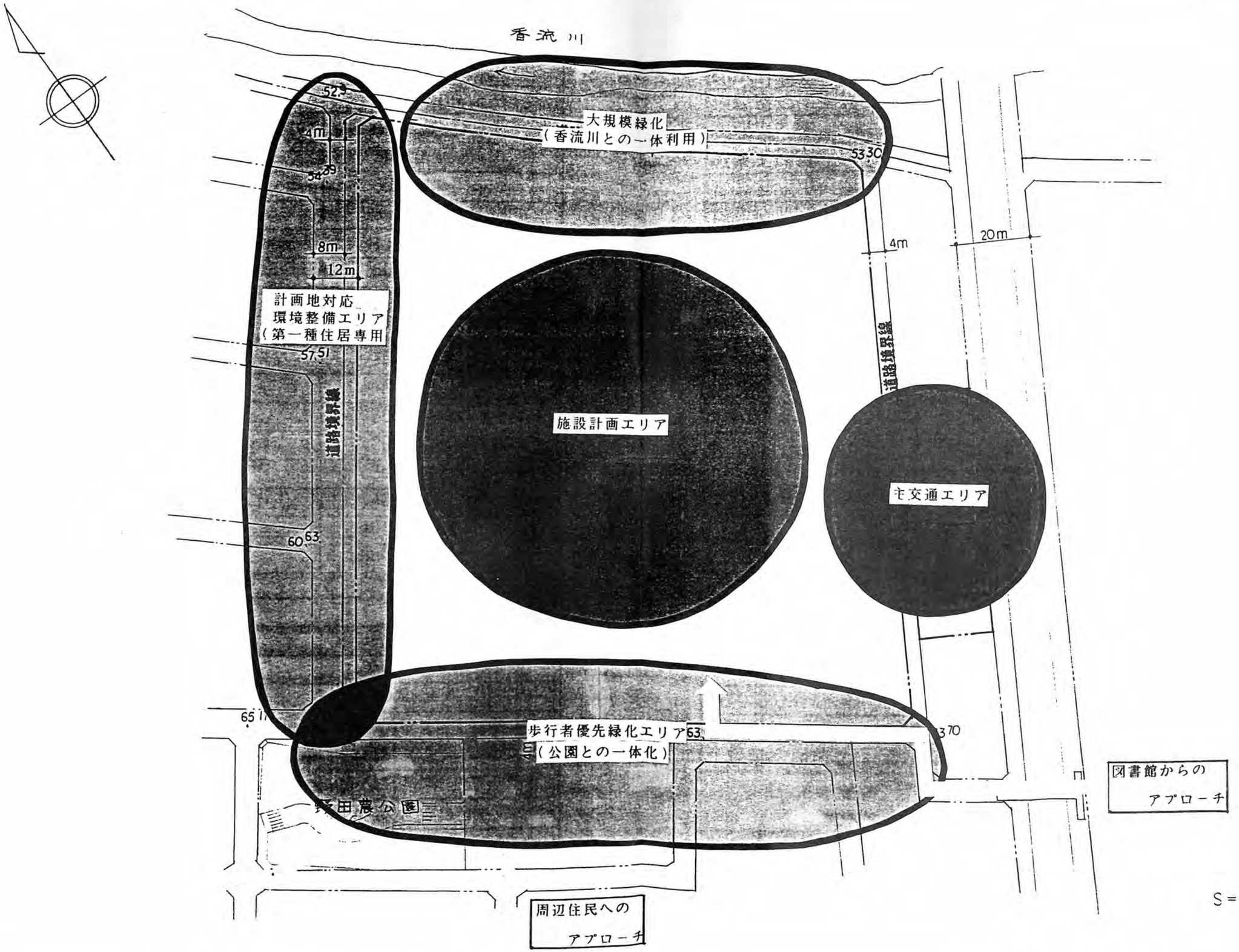

アートリビングの空間イメージ

キーワード

- ○緑と一体化された談話・ワークスペースの獲得
- ○フレキシビリティーが高く、開放的な集会スペース
- ○緑と光が溢れる情報アトリウム
- ○コミュニケーションが広がる空間構成
- ○気軽に立ちよれる生涯教育の場

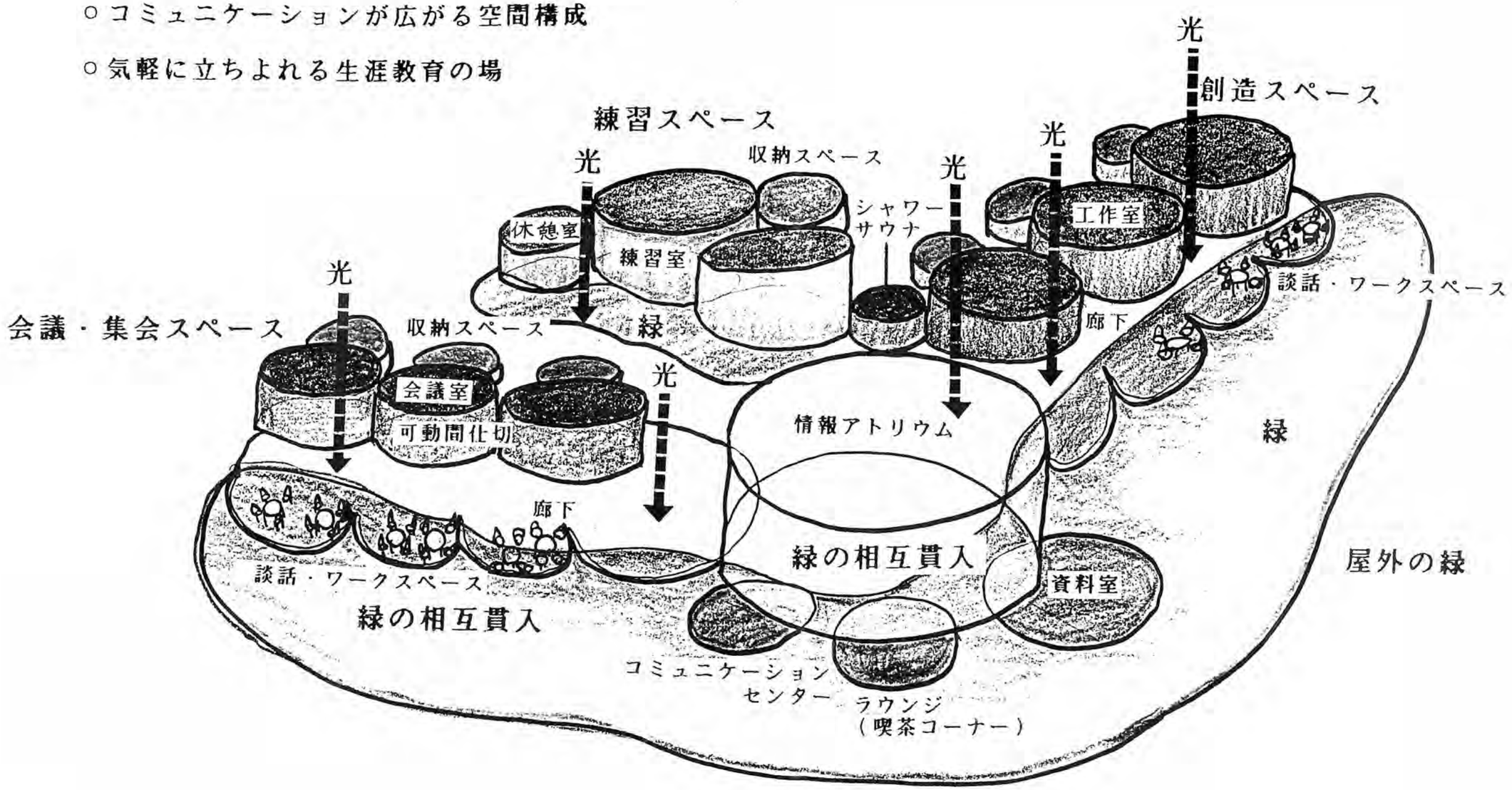

長久手町文化施設建設構想委員会設置要綱

（設置）

第１　長久手町文化施設の建設に当たり、施設のデザインや機能、建物の配置や備品及び設備のあり方、利用の方向について調査研究を行い、新しい時代に即した文化施設をつくり上げるため、長久手町文化施設建設構想委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員）

第２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

⑴　学識経験者

⑵　町民代表者

⑶　その他町長が適当と認めた者

（座長）

第３　委員会に座長を置き、座長は委員の互選による。

２　座長は、会務を総理する。

３　座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第４　会議は、座長が召集する。

（庶務）

第５　会議の庶務は、長久手町総務部文化会館建設事務局において処理する。

（雑則）

第６　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は座長が定める。

付則

この要綱は、平成６年７月２日から施行する。

長久手町文化施設建設構想委員会委員名簿

1	青山清治	長久手町議会議員 長久手町文化協会会長
2	安藤隆之	中京大学文化科学研究所教授 世界劇場会議名古屋事務局長
3	内山千吉	舞台美術家
4	大下久見子	愛知県立芸術大学音楽学部助教授
5	小川辰男	会社役員 日本福祉大学講師
6	加藤梅雄	長久手町助役
7	川本美智子	長久手町文化協会監事
8	清水裕之	名古屋大学工学部助教授
9	寺島末美	長久手町商工会会長
10	寺島康光	長久手町議会議長
11	中村栄子	長久手町地域婦人会会長
12	林　英光	愛知県立芸術大学美術学部教授
13	早野恒孝	長久手町教育委員会委員長
14	福岡郁守	長久手町社会福祉協議会会長
15	水野美代子	愛知県尾張えみの会役員 長久手町文化協会理事
16	水野義朗	長久手農業協同組合組合長理事
17	柳澤　忠	名古屋大学名誉教授 愛知工業大学教授

敬称略，50音順

長久手町文化施設建設構想委員会の検討経緯経過表

◆1　7月2日(土) **第1回委員会**
長久手町文化施設建設構想委員会設置および委員の委嘱
長久手町文化施設構想について
・町文化行政施策の一貫としての会館等施設
・構想計画枠組について
＊ワーキンググループへの専門作業委任の決定

＊2　7月9日(木) 第1回ワーキンググループ会議
ワーキンググループの任務と組織について
ワーキングスケジュールについて
(仮称)長久手町文化の家構想について

＊3　7月21日(木) 第2回ワーキンググループ会議
長久手町の新しい文化施設建設計画についてのスペースおよび機能概念の検討

◆4　8月2日(火) **第2回委員会**
ワーキンググループからの提案に基づく審議検討
・長久手町の新しい文化施設建設計画について－必要空間の選定
・必要空間の選定

＊5　8月10日(水) 第3回ワーキンググループ会議
必要空間と施設規模について

6　9月7日(水) 第1回ワーキングスタディ
計画地に対する諸条件の整理

◆7　9月12日(月) **第3回委員会**
ワーキンググループからの提案に基づく審議検討
・施設計画
・ホールの規模と形態
・施設で何を行うのか
＊施設計画とイメージスケッチ等の提案をワーキンググループに求める

☆8　9月24日(土) 第2回ワーキングスタディ
施設計画のための、必要空間の配置シミュレーション

☆9　9月29日(木) 第3回ワーキングスタディ
施設計画のための計画地の法的条件整備
大小ホールの形式、機能等の7例のパターン化の作業

☆10　10月8日(土) 第4回ワーキングスタディ
施設計画概念図およびイメージスケッチ等の作図作業

☆11 10月14日(金) 第5回ワーキングスタディ
施設計画概念図およびイメージスケッチ等の確認
次回委員会提案資料の作成

◆12 10月21日(金) **第4回委員会**
ワーキンググループからの提案に基づく審議検討
・施設計画と規模について
・施設計画概念図およびイメージスケッチ等に基づく検討
・大小ホール組み合わせ7パターン表によるホール形態及び機能の選択

＊13 11月4日(金) 第4回ワーキンググループ会議
運営および事業について検討

＊14 11月14日(月) 第5回ワーキンググループ会議
運営形態3パターンについて検討および作図
事業種類とプログラム編成案について検討および作表

◆15 11月19日(土) **第5回委員会**
ワーキンググループからの提案に基づく審議検討
・運営形態と事業について

☆16 11月28日(月) 第6回ワーキンググループ会議
基本構想報告のまとめの基本的考え方について

☆17 12月7日(水) 第7回ワーキンググループ会議
基本構想報告書骨子の作成

◆18 12月21日(水) **第6回委員会**
基本構想報告書作成および町長への提出
委員会の解散

注) 表中、◆印は委員全体による委員会、＊印は委員のうち安藤隆之、内山千吉、大下久見子、清水裕之の4委員によるワーキンググループの会議、☆印はワーキンググループに外部の専門家を加えた作業、をそれぞれ表す。

長久手町文化施設基本構想についての報告書

平成6(1994)年12月21日

編集　長久手町文化施設建設構想委員会

発行　長久手町

愛知県愛知郡長久手町大字岩作字城の内60－1

事務局　長久手町総務部文化会館建設事務局

〒480－11　TEL.0561－63－1111　FAX.0561－63－2100